

意見書

(紙面の都合上、要約しています)

2月定例会では、下記の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

※意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

文部科学省が公表した「教員勤務実態調査」では、時間外勤務が月80時間超の過労死ラインの教員が小学校で33.5%、中学校では57.7%に上り、教職員が人間らしく働くためには、長時間労働是正が必要で、教職員定数改善が欠かせません。

義務教育費国庫負担制度は、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体では、厳しい財政状況の中、独自の財源による措置が行われていますが、その自治体の財政を圧迫しています。

国の施策で財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。政府及び国会におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

日米地位協定の抜本的改正を求める意見書

我が国には、「日米安全保障条約」と「日米地位協定」に基づく米軍基地が、30都道府県に128施設、米軍専用施設は13都道府県に78施設存在し、隣接する全国の自治体は、長年、住民生活への過剰な負担を強いられています。

とくに全国の米軍専用施設の約70.4%が集中する沖縄県では、米軍機の事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪・事件が後を絶たず住民の生活が危険にさらされています。

日米地位協定は、日米の安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化する中、昭和35年(1960年)に締結されて以来、一度も改正されていません。一定の運用改善等では、米軍基地から派生する事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るにはまだ不十分で、政府及び国会におかれましては、下記の措置について万全を期されるよう強く要望します。

1. 国民の生命・財産・人権を守る立場に立ち、日米地位協定を抜本的に見直しすること。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書

平成29年7月核兵器禁止条約が国連で採択されました。

また同年のノーベル平和賞は、「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)が受賞しました。これは世界の世論が一刻も早い同条約の発効を期待しているあらわれです。

ICANのフィン事務局長は「日本は唯一の戦争被爆国として禁止条約に参加することで世界の核軍縮のリーダーとなり得ます」と日本政府に対する期待を述べています。

北朝鮮の核開発への懸念が増大している今こそ、政府には、核兵器のない世界を目指すリーダーシップが求められています。

よって、政府におかれましては、以下の事項を実施されるよう強く要望します。

1. 日本政府は、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされ、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する所有者不明土地が発生すると予想しています。

現行の対応策には、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できますが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっています。

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっています。

1. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
2. 「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。